

## 日本赤十字九州国際看護大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果

### I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2016（平成28）年3月31日までとする。

### II 総 評

#### 一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、看護学部看護学科の1学部1学科からなる学校法人日本赤十字学園4番目の4年制看護大学として、2001（平成13）年4月、福岡県宗像市に設置された。その後、2007（平成19）年4月には、大学院看護学研究科（修士課程）を開設するに至っている。

貴大学の理念は、赤十字としての特色をもった「赤十字の基本原則である Humanity（人道）に基づき、主体的・創造的に看護を実践し、人類の健康と福祉に貢献する人材を育成する」ことである。また、教育の理念・目的等は、大学案内や大学のホームページ等に記載されて、一般社会に周知する積極的な努力がなされている。

「国際」を標榜する看護系大学として、カリキュラムには国際に関連する科目を多く設定し、教育目標の実現に努力している。さらに、併設の国際交流センターを中心として、国際シンポジウムや国際人道援助研修の開催など活発な国際交流を行っていること、国外の複数の大学と学術交流協定を結び、学生および教員の国際交流を行っていることなどは評価できる。

一方、学生生活の安寧を保障するハラスメント防止対策の整備については、より一層の努力が必要であるほか、教員組織については、年齢構成の適正化が課題である。

また、学長の権限内容については、規程等に明示されていないため、早急な対応が望まれる。

#### 二 自己点検・評価の体制

開学2年目の2002（平成14）年度から「自己点検・評価委員会」とその規程を整備したが、実際の活動は開学3年目の2003（平成15）年度に「大学評価委員会」と改称してからである。2004（平成16）年9月には、大学内の評価に基づき『第1回自己点検・評価報告書』を発行した。また、教育に関する自己点検・評価として看護系教員全員による「看護学専門教育運営会議」で「基礎看護技術」の到達水準を3年間継続審

議し、到達レベルを設定した。教職員勤務評価を実施し、各自が期待される職務の遂行方法や職務内容の配分について、自覚することを促している。さらに、学外との関連では、九州ブロック各県支部・病院連絡会議や九州各県支部学生募集連絡会議等の日本赤十字学園の組織による種々の連絡会議の存在が点検・評価の機会になっている。

### 三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

#### 1 教育研究組織

貴大学の「赤十字の基本原則である人道に基づき、国内外の幅広い領域で活動する人材を育成する」という理念を実現するために、看護学部、看護学研究科（修士課程）を設置しているほか、学部教育および大学院教育を補完・発展させる機能を持つ国際交流センターを設置している。国際交流センターは、国内の地域活動を担う「地域交流委員会」と、国際活動を担う「国際人道委員会」から構成されている。また、センター長は国際人道委員会の委員長が兼務し、赤十字関係や国際協力機構の依頼による国際活動の受け入れを行っている。

なお、看護学研究科は、2007（平成 19）年度に設置され、自己点検・評価の段階で申請資格充足年度を経っていないことから、教育・研究活動については評価の対象とされていない。

#### 2 教育内容・方法

##### （1）教育課程等

###### 看護学部

カリキュラム上に「赤十字概論・国際開発論・国際保健学・国際看護学Ⅰ・災害看護学・赤十字救護援助方法」の6科目が必修科目として配置されていることは、貴大学の特色であり、これらの科目はバランスよく各領域・各学年に配置されている。

また、単科大学のため一般教養科目の開設には限界があるなか、人間・環境・健康・国際の各領域に関する科目を多く開設し、教育目標の実現に努力している姿勢がうかがえる。

新カリキュラムへの対応として、一般教養と専門基礎をリベラルアーツ・専門基礎科目として統合している点はユニークであり、必修科目を見直し、新設科目を配置するなど、積極的に取り組んでいる。さらに、2006（平成 18）年度には3つの国家試験について受験者全員が合格するなどの成果もみられている。

##### （2）教育方法等

###### 看護学部

各学年の新学期に「教務委員会」および学務課がシラバスに基づいて履修指導し、

さらに「学生支援委員会」のなかの学習支援係と各学年担任が履修に関する個別相談に応じる体制を設けている。シラバスは統一した様式で作成されているが、科目によって記述内容の精粗が見受けられる。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）については、教育評価FD活動として学内の文部科学省「大学教育高度化推進特別経費」の研究班と連携し、授業評価を即座に改善に生かすための組織作りが進行中であり、積極的な取り組みがなされている。

授業評価は全学的なフォーマットを使用して、各科目の最終講義日に実施している。その結果は学部長と教員との面接で提示され、FDの一環として指導が行われており、教育経験の少ない教員が多いことを考慮すると、有効な体制・方法である。

ただし、学生への公表内容が、全科目合算の結果のみであることは、今後の検討課題である。

### （3）教育研究交流

#### 看護学部

国外の4大学（大韓民国大韓赤十字看護大学・大韓民国檀國大学校看護学部・タイ王国コンケン大学看護学部・タイ王国タイ赤十字看護大学）との学術交流協定を締結し、学生は選択科目「国際看護学Ⅱ」を履修するために、毎年20名から30名が途上国を訪問し学修している。教員の研究活動については、学術交流協定に基づく共同研究が開始されている。国内における教育交流の一環として、主たる実習病院に看護師の派遣を要請し、学内演習におけるティーチング・アシスタント（TA）の役割を担ってもらうなどの工夫をしている。

### 3 学生の受け入れ

学部生の選抜には、日本赤十字社各県支部長による推薦、高等学校長推薦、一般入試の3つの方法を実施している。国際を標榜する大学として、入学試験では「英語」を重視し、推薦入試においては面接を実施して受験生の人間性や特性を見るようにしている。

各年度の入学試験問題を点検・検証するシステムは整備され、機能している。また、選抜方法の違いによる入学後の成績との相関について現在検討しているが、明らかな差異は見られていない。過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均および収容定員に対する在籍学生数比率は適切である。大学院も定員を充足している。

### 4 学生生活

学生の経済状態を安定させるために、大学独自の学業助成金制度をはじめ種々の奨学金の制度を導入し、受給率は全学生の76.5%と活用されている。学部学生へのハラ

スメント防止規程および委員会は整備され、学生にも周知されている。就職指導は「学生支援委員会」が所管し、就職相談、就職に関するセミナーの開催、ガイドブックの作成等を行っている。学生相談については、保健室に担当者を配置し、感染対策をはじめとする健康管理やカウンセリング等を行っている。

大学院については、パソコンを1人1台配置する等の学習環境の整備に努めているほか、学生保険の保険料を大学が負担するなどの配慮がされている。今後、「ハラスメント防止対策委員会」の存在を大学院学生に周知すること、教職員組織全体のハラスメント防止への関心を喚起するための対策を積極的に講じることを期待したい。

## 5 研究環境

災害救助活動、地域の保健看護活動、国際看護協力など、各看護専門分野で貴大学の理念を追究する研究のほか、看護実践におけるエビデンスを採求する研究が増加しており、国際連携の基盤となる競争的研究補助金も獲得している。学術的な研究活動やより質の高い研究の実施は、今後の課題である。

研究環境としては、個人研究費と筆頭発表者に対する旅費の補助制度、学会開催に対する助成制度などが整備されている。さらに、学内競争的研究制度として「奨励研究費」や「指定研究」などの制度を設け、教員の研究支援体制が整備されている。このほか、研究倫理の学習会を開き、「研究倫理審査委員会」を設置して啓発活動を含めた活動も行っている。

## 6 社会貢献

社会貢献は国内交流と国際交流の2つの観点から、それぞれ積極的な活動が行われている。

国内交流を通じての社会貢献については、地域住民対象と専門職対象の2種類の公開講座やリフレッシュ・リカレント教育等を実施している。また、宗像市民には、図書館設備をはじめとして体育館や学内食堂等の施設設備の利用を認め、市立図書館と市内の3大学との間で蔵書の相互貸借を行うなど大学施設の開放に努めている。さらに、教員の多くは、宗像市を中心とした行政・地域の委員を委嘱されて政策形成に貢献している。ボランティア活動としては地域住民を対象とする健康診査・健康相談を実施し地域の健康づくりシステムに貢献している。

国際交流を通じての社会貢献については、国際シンポジウムの開催、国際人道援助研修H. E. L. P. の開催、JICA事業への協力などを通じて開発途上国の保健医療専門家の研修などを行っている。

## 7 教員組織

専任教員は講師以上 32 名となっており、このほか学生の学修活動を支援する技術演習補助者（非常勤）が 1 名、英語教育専門の非常勤職員が 1 名配置されている。

教員の年齢構成では、講師までを含む全専任教員の平均年齢が 54.2 歳と高く、61 歳以上の教員が 34.4%を占めていることは、改善すべき課題である。

## 8 事務組織

法人事務組織と大学事務組織とは連携して業務を遂行している。大学事務局は総務課、経理課、学務課の 3 課体制であり、業務内容は業務規程および事務分掌に明文化され円滑に機能しており、教育・研究活動を支援する事務組織が整備されている。

しかし、事務局職員のほとんどが日本赤十字社福岡県支部からの出向であるため、大学事務経験の不足から、特に教学関係や科学研究費補助金など外部資金の取り扱い事務について不都合が生じている。事務職員の研修機会をこれまで以上に設けるなど何らかの対応が必要である。

## 9 施設・設備

貴大学の所在地は宗像市が開発した「研究学園都市リサーチパーク」地区内で、自然の景観に恵まれた研究・研修関連の施設が設置された環境であり、教育の場として適している。大学の校地面積および校舎面積については、大学設置基準を満たしている。また、障がい者への配慮として身障者トイレ、スロープなど施設のバリアフリー化に向けた取り組みがなされている。大学における施設・設備などの維持・管理は、事務局経理課が総括している。清掃整備、警備業務など専門的な業務のほとんどは外部業者に委託し、効率的・合理的管理が行われている。

## 10 図書・電子媒体等

赤十字・国際を標榜する大学として、看護に偏らない広範な蔵書構成となっており、2007（平成 19）年度には「災害看護、人道科学」分野の図書費の特別枠を設置するなど計画的な整備に努め、市民および市内外の看護専門職者への館内での利用を認めている。2004（平成 16）年度より日本看護図書館協会のコンソーシアムに参加し、購入形態を冊子体から電子ジャーナルへ移行した結果、利用可能な洋雑誌の種類が増加し、研究室などからオンラインでの検索・閲覧も可能になり、利便性が向上した。また、図書館内の閲覧座席数は収容定員に対して十分であり、閲覧室内には 41 台のパソコンが設置されている。ただし、平日の開館時間は 9 時から 20 時 30 分までであり、最終授業終了後の大学院学生の利用に関して問題が生じることが予測される。

## 11 管理運営

大学の管理運営上の最高意思決定機関は、設置主体である学校法人日本赤十字学園の理事会であり、その理事会には学長も理事の一人として参加している。大学の教育・研究に関しては、大学ならびに大学院の学則、大学の各種規程によって執り行われている。意思決定においては、学長、副学長、学部長、教授をもって構成される教授会（准教授も含む）が規程に則り機能している。2005（平成17）年度に「管理運営会議」を設置し、全学的な管理運営についての課題を検討するシステムを整備した。また、危機管理体制として「危機管理委員会」とその規程を整備し、災害・健康管理・環境・社会的危機などへ対応している。

ただし、学長、副学長、学部長、研究科長・学務部長など役職者の職務分掌について明文化されていないので、その根拠規程を整備することを期待する。

## 1 2 財務

健全経営を目指し、安定的財政基盤の確立のために、効率的で適正な予算執行、財務の関係比率の適性化を図ることを目標としている。現状では、2004（平成16）年の完成年度以降の消費収支差額が収入超過であり、借入金等の外部負債もなく、目標がおよそ達成されていると判断できる。

財務関係比率では、「保健系単一学部を設置する私立大学」の平均に比べ消費収支計算書、貸借対照表関係比率ともに、主な比率が良好な値を示している。また、退職給与引当や減価償却引当などの要積立額に対する金融資産の充足率も堅調に維持され、翌年度繰越消費収支差額は収入超過で推移しており、財政は良好な状態にある。

なお、監事および監査法人による監査は適切かつ客観的に行われており、監事による監査報告書には、学校法人の財産および業務に関する監査の状況が適切に示されている。

## 1 3 情報公開・説明責任

大学のホームページ上で、理念・目的をはじめとして、入試情報、学部カリキュラム等の情報が閲覧できる。自己点検・評価報告書も刊行・配布されている。ただし、2004（平成16）年9月に『自己点検・評価報告書』を発行したものの、配布は赤十字関連施設や全国の看護系大学などの機関に限られていたので、今回の自己点検・評価結果とともに、ホームページなどで学内外に広く公表することが望まれる。

財務情報の公開は、貴大学ホームページにおいて大学単独の財務三表を掲載すると同時に、学校法人のホームページでは、解説を付した法人の財務三表をはじめとする財務書類が掲載されているほか、グラフや消費収支の経年比較、学校会計用語等詳細な内容となっている。しかし、広報誌による公開は実施していないので、貴大学に対する的確な理解を得るためには、ホームページ以外の媒体による公開についても、早

急な対応が望まれる。

### Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

#### 一 長所として特記すべき事項

##### 1 社会貢献

- 1) 国内交流と国際交流とに分けて目標を設定している。国内交流を通じての社会貢献については、「地域交流委員会」を設置して地域住民対象と専門職対象の2種類の公開講座を開催している。また、宗像市主催の市民出前講座への講師派遣や、宗像市職員や他県の看護教員を受け入れてのリフレッシュ・リカレント教育を実施している。国際交流を通じての社会貢献については「国際交流センター」を開設し、国際シンポジウムの開催、国際人道援助研修H. E. L. P.の開催、JICA事業への協力などを通じて途上国の保健医療専門家の研修などを行っている。このように、国内外の一般市民や医療専門職を対象として、積極的に社会貢献活動を行っていることは評価できる。

#### 二 助言

##### 1 学生生活

- 1) 看護学研究科のハラスメント防止対策については、学生便覧等への記載もなく大学院学生への周知が徹底していないこと、『自己点検・評価報告書』にも記述がないことについては改善が望まれる。

##### 2 教員組織

- 1) 教員の年齢構成では、全専任教員の平均年齢が54.2歳と高く、61歳以上の教員が34.4%を占めている。また、教授職15名（特任教授含）中7名（46.7%）が65歳以上であり、定年が65歳であることを考慮すると、大学教育の継続性および活性化という視点から、全体的バランスを保つよう改善の努力が望まれる。

##### 3 管理・運営

- 1) 学長の権限内容について規定されていないので、改善が望まれる。

##### 4 情報公開・説明責任

- 1) 財務状況について、貴大学に対する的確な理解を得るためには、広報誌等のホームページ以外の媒体による公開についても、早急な対応が望まれる。

以上

## 「日本赤十字九州国際看護大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果」について

貴大学より2008（平成20）年1月11日付文書にて、2008（平成20）年度の大学評価ならびに認証評価について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（日本赤十字九州国際看護大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の学部・研究科等の設置状況に応じて編成した分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

### (1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、大学評価分科会を開催し（開催日は日本赤十字九州国際看護大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8月1日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月17日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「日本赤十字九州国際看護大学資料2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、

貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

## (2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は法令違反など大学としての最低要件を満たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2012（平成24）年7月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、大学としての最低要件は満たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

なお、今回の評価にあたり、看護学研究科は、評価資料を提出する4月段階において申請資格充足年度（標準修業年限＋1年）を経っておらず、教育・研究活動に関する評価が十全には行えませんでした。したがって当該研究科については、その完成時の状況を、所定の様式にしたがって完成報告書として取りまとめ、改善報告書提出時に本協会宛に提出いただくよう要請いたします。

日本赤十字九州国際看護大学資料1—日本赤十字九州国際看護大学提出資料一覧

日本赤十字九州国際看護大学資料2—日本赤十字九州国際看護大学に対する大学評価のスケジュール

## 日本赤十字九州国際看護大学提出資料一覧

## 調書

資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における主要点検・評価項目記載状況

## 添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	a.平成19(2007)年度 日本赤十字九州国際看護大学学生募集要項(推薦入学試験要綱) b.平成19(2007)年度 日本赤十字九州国際看護大学入学出願書類一式 c.平成19(2007)年度 日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科看護学専攻学生募集要項
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	2007年度 日本赤十字九州国際看護大学大学案内(看護学部看護学科・大学院看護学研究科)
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法等を具体的に理解する上で役立つもの	a.学生便覧、シラバス(学部・大学院) b.看護学臨地実習要項(学部)
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	a.学部時間割表 b.大学院時間割表
(5) 大学学則、大学院学則	a.日本赤十字九州国際看護大学学則 b.日本赤十字九州国際看護大学大学院学則
(6) 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	a.日本赤十字九州国際看護大学教授会規程 b.日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科委員会規程
(7) 教員人事関係規程等	a.教員選考規程 b.教員選考基準に関する規程 c.特任教員規程 d.客員教授等規程 e.臨床教授等の称号付与に関する規程
(8) 学長選考規程	学校法人日本赤十字学園大学学長選考規程
(9) 自己点検・評価関係規程等	日本赤十字九州国際看護大学大学自己点検・評価委員会規程
(10) ハラスメントの防止に関する規程等	日本赤十字九州国際看護大学ハラスメントの防止に関する要綱
(11) 規程集(学部・大学院)	日本赤十字九州国際看護大学規程集
(12) 寄附行為	学校法人日本赤十字学園寄附行為
(13) 理事会等名簿	学校法人日本赤十字学園寄附行為理事・監事・評議員名簿
(14) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	a.平成15年度日本赤十字九州国際看護大学自己点検・評価報告書 b.平成18年度学生授業評価結果報告書(前・後期) c.平成19年度学生授業評価結果報告書(前期) d.授業評価アンケート用紙

資料の種類	資料の名称
(15) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	該当なし
(16) 図書館利用ガイド等	学生便覧に掲載
(17) ハラスメント防止に関するパンフレット	該当なし
(18) 就職指導に関するパンフレット	就職活動ガイドブック
(19) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	相談室案内(掲示用) a.平成19年度日本赤十字九州国際看護大学組織図 b.平成19年度日本赤十字九州国際看護大学委員会構成員 c.日本赤十字九州国際看護大学事務局組織図 d.国際活動一覧
(20) 財務関係書類	計算書類(平成14-19年度(各種内訳表、明細表を含む)) 監事監査報告書(平成14-19年度) 公認会計士または監査法人の監査報告書(平成14-19年度) 財務状況公開に関する資料(日本赤十字九州国際看護大学ホームページURL)

日本赤十字九州国際看護大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2008年	1月11日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3月3日	第4回大学評価委員会の開催（平成20年度大学評価における評価組織体制の確認）
	3月11日	臨時理事会の開催（平成20年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4月7日	第5回大学評価委員会の開催（法令改正への対応、「平成19年度大学評価における合意事項」の取り扱いの検討）
	4月28日	第1回大学財務評価分科会の開催
	5月12日 ～24日	評価者研修セミナーの開催（平成20年度の評価の概要ならびに主査・委員が行う作業の説明）
	5月中旬 ～7月上旬 ～7月下旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付 主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成 分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月1日	第2回大学財務評価分科会の開催
	8月19日	大学評価分科会第23群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	10月17日	本部キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終版）の作成
	11月10日 ～11日	第3回大学財務評価分科会の開催
	11月23日 ～24日	第3回大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	12月6日 ～7日	第6回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	12月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
2009年	2月7日 ～8日	第7回大学評価委員会の開催（貴大学から提示された意見を参考に「評価結果」（委員会案）を修正し、「評価結果」（最終案）を作成）
	2月19日	第451回理事会の開催（「評価結果」（最終案）を評議員会に上程することの了承）
	3月12日	第101回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）